

## 計画の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少の進展による地域社会の弱体化、また核家族化や共働き世帯の増加などにより、子育て環境が大きく変化しています。

少子化傾向に歯止めをかけ、千葉の未来、日本の未来を担う子どもたちを育成するためには、子どもの成長に応じて変わる子育て支援のニーズに対応し、大きな負担なく子どもを生み、育てることができる環境づくりに社会全体で取り組む必要があります。

こうした中、平成24年8月、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

新制度では、住民に最も身近な市町村が、新制度の実施主体として、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定の上、認定こども園・幼稚園・保育所などの整備を進めるほか、地域子ども・子育て支援事業などを実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うこととなります。

県では、市町村がこれらの役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じるため、この「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「支援計画」という。）を策定します。

なお、本支援計画は、支援法第62条第1項の規定により策定するものであり、「新 輝け！ちば元気プラン」をはじめ「第二期千葉県教育振興基本計画」「第五次千葉県障害者計画」などの県の関連諸計画との整合を図ります。

### 2 計画期間

本支援計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を一期として策定します。

### 3 計画の達成状況の点検・評価、見直し

本支援計画については、毎年度、計画に基づく施策の実施状況などを点検・評価の上、公表することとします。また、計画の3年目（平成29年度）を目安として見直しを行うほか、社会情勢の変化等により実態とのかい離が生じた場合においては、必要に応じて随時見直しを実施していきます。

「支援法」…子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

「認定こども園法」…就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

「基本指針」…教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

## 第1章 教育・保育の充実と子育て家庭の支援

### 第1節 県設定区域

支援計画では、国の定める基本指針を踏まえ、「幼児期の学校教育・保育の需要」とそれに対応する「教育・保育の提供内容や時期」を把握する際の単位（地域）となる「県設定区域」を定める必要があります。

この「県設定区域」については、県内市町村のさまざまな地域の実情を計画内容に個別に反映させることが容易となること、また、現状の教育・保育施設の他市町村からの児童の受入状況等を踏まえ、1市町村を1つの区域とし、県内で54区域を設定します。

なお、「県設定区域」は、教育・保育の需要や提供内容などを把握するための単位（地域）であり、「県設定区域」＝「市町村」を越えた教育・保育施設の利用が制限されるものではありません。

#### ※基本指針の内容（第三-四-1）

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めるものとされており、都道府県は、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて区域を定めること。

その際、都道府県設定区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

## 【県設定区域】

1市町村を1つの区域として、県内54区域を設定します。



## 第2節 教育・保育の提供体制の確保

支援計画では、「幼児期の学校教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」について、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の内容を反映の上、県設定区域ごとに別表のとおり定めます。

### 【別表の見方】

		① 平成27年度					
		合計	1号	2号		3号	
				③ 教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1～2歳
④ 1	必要利用定員総数	187,477	76,591	11,804	55,103	8,971	35,008
2	⑤ 特定教育 保育施設	109,893		18,679	56,116	7,084	28,014
	提供 内容			91,658	/		
	⑥ 確認を受けない 幼稚園	91,658		91,658	/		
	⑦ 特定地域型 保育事業所	1,304				335	969
	⑧ 認可外保育施設	1,522			466	213	843
	⑨ 利用定員の合計	204,377	⑩	110,337	56,582	7,632	29,826
3	今後必要となる 定員数 (1-2)	△ 16,900		△ 21,942	△ 1,479	1,339	5,182

#### ① 計画年度

#### ② 子どもの認定区分（支援法第19条第1項各号）

##### 1号認定

満3歳以上の教育を希望する（保育を必要としない）小学校就学前の子ども

##### 2号認定

満3歳以上の保育を必要とする小学校就学前の子ども

##### 3号認定

満3歳未満の保育を必要とする小学校就学前の子ども

**③教育ニーズ**

保育の必要性があって2号認定を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者

**④必要利用定員総数**

今後必要とされる教育・保育施設、事業の見込み定員数  
計画策定時点の教育・保育施設、事業の利用状況と、今後の利用希望を踏まえて推計

**⑤特定教育・保育施設**

市町村長の確認（注）を受けた幼稚園、保育所、認定こども園

**⑥確認を受けない幼稚園**

市町村長の確認（注）を受けない幼稚園（私学助成等を受ける幼稚園）

**⑦特定地域型保育事業所**

市町村長の確認（注）を受けた小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所（利用定員について従業員枠を除く）

なお、地域型保育事業は原則として0歳から満3歳未満児を対象とする

（注）「確認」制度とは、施設設置者や事業者からの申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設や事業所が給付費（委託費）の対象となることを「確認」する制度

「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」、地域型保育事業所が「特定地域型保育事業所」となる

なお、「確認」を受けた施設や事業所は、認可・認定基準のほか、市町村が条例で定める「運営基準」を満たすことが求められる

**⑧認可外保育施設**

地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っているものに限る

**⑨各施設・事業所の利用定員の合計**

**⑩1号認定+2号認定（教育ニーズ）に対する幼稚園・認定こども園の利用定員の合計**

※市町村計画策定中のため、暫定値となります。

県内総括表

(単位:人)

	平成27年度						平成28年度						
	合計	1号	2号		3号		合計	1号	2号		3号		
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
1 必要利用定員総数	187,477	76,591	11,804	55,103	8,971	35,008	187,643	75,408	11,971	55,258	9,317	35,689	
2 提供 内容	特定教育 保育施設	109,893		18,679	56,116	7,084	28,014	127,455		30,071	59,278	7,812	30,294
	確認を受けない 幼稚園	91,658		91,658				78,809		78,809			
	特定地域型 保育事業所	1,304				335	969	2,537				631	1,906
	認可外保育施設	1,522			466	213	843	1,458			405	208	845
	利用定員の合計	204,377		110,337	56,582	7,632	29,826	210,259		108,880	59,683	8,651	33,045
3 今後必要となる 定員数(1-2)	△ 16,900		△ 21,942	△ 1,479	1,339	5,182	△ 22,616		△ 21,501	△ 4,425	666	2,644	

	平成29年度						平成30年度						
	合計	1号	2号		3号		合計	1号	2号		3号		
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
1 必要利用定員総数	187,736	74,465	12,242	55,337	9,679	36,013	187,214	73,628	12,439	55,218	9,906	36,023	
2 提供 内容	特定教育 保育施設	137,697		35,098	62,142	8,438	32,019	143,943		38,176	63,716	8,968	33,083
	確認を受けない 幼稚園	72,420		72,420				68,610		68,610			
	特定地域型 保育事業所	3,961				960	3,001	4,598				1,144	3,454
	認可外保育施設	1,451			393	221	837	1,471			401	227	843
	利用定員の合計	215,529		107,518	62,535	9,619	35,857	218,622		106,786	64,117	10,339	37,380
3 今後必要となる 定員数(1-2)	△ 27,793		△ 20,811	△ 7,198	60	156	△ 31,408		△ 20,719	△ 8,899	△ 433	△ 1,357	

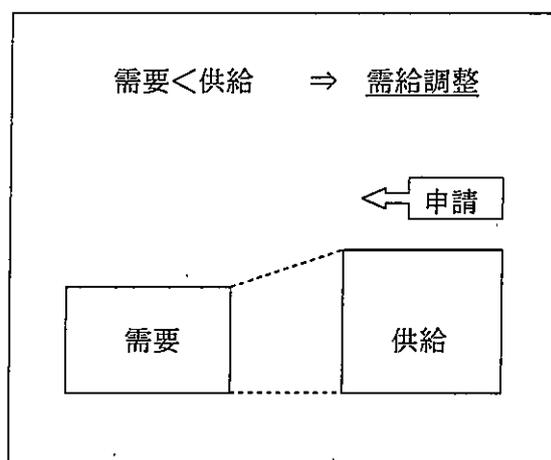
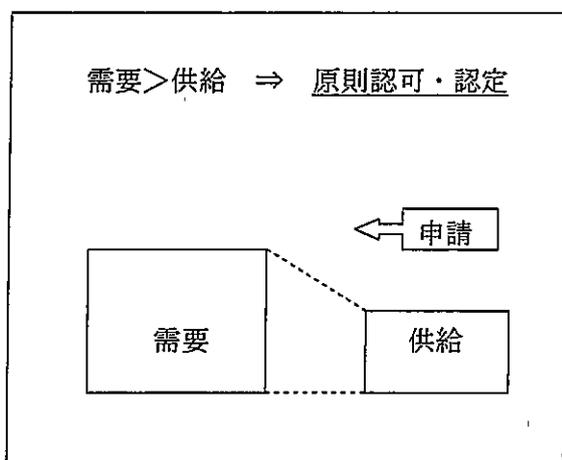
	平成31年度						
	合計	1号	2号		3号		
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
1 必要利用定員総数	185,407	71,944	12,501	54,612	10,159	36,191	
2 提供 内容	特定教育 保育施設	148,688		40,661	64,794	9,325	33,908
	確認を受けない 幼稚園	65,009		65,009			
	特定地域型 保育事業所	5,052				1,277	3,775
	認可外保育施設	1,470			409	237	824
	利用定員の合計	220,219		105,670	65,203	10,839	38,507
3 今後必要となる 定員数(1-2)	△ 34,812		△ 21,225	△ 10,591	△ 680	△ 2,316	

### 第3節 認可・認定に関する需給調整

#### 1 基本的な考え方

##### 需給調整についての基本的な考え方

需要（必要利用定員総数）＞供給（利用定員の合計）⇒原則認可・認定  
需要（必要利用定員総数）＜供給（利用定員の合計）⇒需給調整



県では、認定こども園や保育所の設置について申請があった場合、認可や認定についての基準を満たすときは、認定こども園や保育所の認可や認定を行います。

ただし、申請のあった施設の所在する「県設定区域」において、就学前の学校教育や保育を提供する施設や事業の「利用定員の合計（供給）」が「必要利用定員総数（需要）」を上回る場合は、需給調整として認可や認定の必要性について検討を行います。

#### ※関係法令

児童福祉法第35条第8項、認定こども園法第3条第7項・第17条第6項

## 需給調整を行う場合

認定こども園や保育所の設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合であっても、次の要件に該当するときは、県では需給調整として、認可や認定の必要性について検討の上、認可や認定を行うかどうか判断します。

### ○要件

申請施設の所在する「県設定区域」において、子どもの認定区分ごとの「A：利用定員の合計」が、申請年度の「B：必要利用定員総数」に既に達しているか、認可・認定によりこれを超えることになるか。

#### 1・2号認定

- A：特定教育・保育施設の利用定員の合計
- B：特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数

#### 3号認定

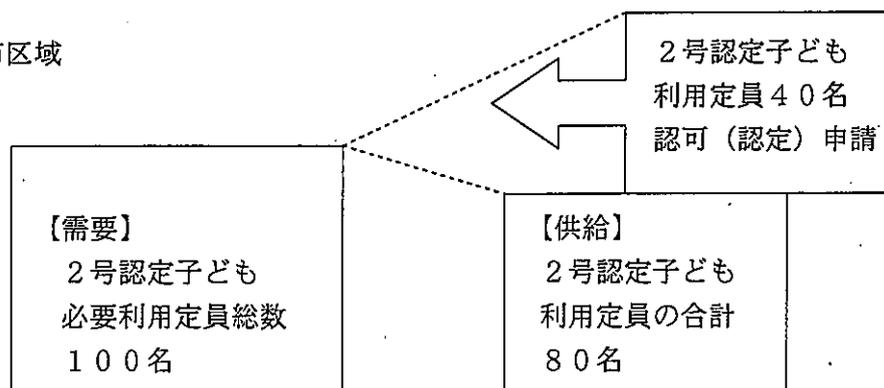
- A：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の合計
- B：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

(注) 利用定員の合計には、確認を受けない幼稚園の利用定員を含む。

また、当面の間、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている認可外保育施設の利用定員を含む。

## 需給調整を行う場合のイメージ

〇〇市区域



認可（認定）により2号認定子どもの必要利用定員総数を超えるため、認可（認定）の必要性を検討する。

## 2 支援計画に含まれない施設

県では、支援計画において予定されている施設や事業の認可や認定が行われる前に、支援計画に含まれない施設から認可や認定の申請があった場合、一定の要件に該当する場合、需給調整として認可や認定の必要性について検討を行います。

検討に当たっては、国の定める基本指針の考え方を踏まえるとともに、関係市町村の意見や、申請施設の所在する県設定区域における子どもの認定区分ごとの動向などを考慮します。

### 需給調整を行う場合

認定こども園や保育所の設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合であっても、次の要件に該当するときは、県では需給調整として、認可や認定の必要性について検討の上、認可や認定を行うかどうか判断します。

#### ○要件

申請施設の所在する「県設定区域」において、子どもの認定区分ごとの「A：利用定員の合計」が、申請年度の「B：必要利用定員総数」に既に達しているか、認可・認定によりこれを超えることになること。

#### 1・2号認定

A：特定教育・保育施設の利用定員の合計

B：特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数

#### 3号認定

A：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の合計

B：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

(注) 利用定員の合計には、確認を受けない幼稚園の利用定員を含む。

また、当面の間、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている認可外保育施設の利用定員を含む。

※基本指針の内容（第三-四-2-（二）-（2）-イ）

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、計画に定めのない教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、知事は、一定の要件に該当するときは、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。

この場合において、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、知事は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行うことが望ましい。

### 3 認定こども園に移行する幼稚園・保育所

県では、幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、各県設定区域における「利用定員の合計」が「必要利用定員総数」に達した後も、設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合は、原則として認可・認定を行う方向で検討します。

なお、認定こども園の認可・認定における定員設定に当たっては、地域ニーズの反映状況などについての市町村意見に配慮することとします。

### 4 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園

県では、特定教育・保育施設に該当しない（「確認」を受けない）幼稚園が存在する県設定区域については、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の合計を1号利用定員に加えた上で、需給調整の検討を行います。

(注)「確認」制度とは、施設設置者の申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設が給付費（委託費）の対象となることを「確認」する制度で、「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」となります。

なお、「確認」を受けない幼稚園は、給付費ではなく、一般的に私学助成等を受けることが見込まれています。

#### ※基本指針の内容（第三-四-2-エ）

知事は、教育・保育施設の認定又は認可の申請があったときは、当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及び特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認める場合は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。

## 第4節 教育・保育の一体的な提供とその推進

幼児期の学校教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育や保育が安定的に提供されることが重要です。

県では、一人ひとりの子どもの健やかな成長を目指して施策を展開していくとともに、支援計画の着実な実施により、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を支援していきます。

### 1 認定こども園の普及

県では、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行希望なども踏まえながら、認定こども園の普及に努めていきます。

## 2 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携

(1) 幼児期の学校教育や保育から、小学校教育への移行は、大きな環境の変化をもたらします。

そのため県では、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校が連携した取組を一層進めるとともに、小学校入学後に必要な期間を設けて、小学校での新しい生活に慣れるための取組の推進など、幼児期の学校教育や保育から小学校教育への円滑な移行に資する取組について検討を進めます。

また、幼児期の学校教育や保育と小学校教育との連続性や一貫性を確保し、学校段階間の円滑な移行を図るため、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との合同研究協議、相互交流の開催や幼児と児童との様々な交流活動など、子どもたちが小学校での新しい生活に慣れるための取組を推進します。

(2) 小規模保育事業を始めとする地域型保育事業は、小規模であることや、原則として3歳未満児を受け入れの対象としていることから、認定こども園、幼稚園、保育所のいずれかが連携施設となり、保育内容などについて支援を行うとともに、卒園後の受け皿の役割を担うことが原則となります。

県では、これらの教育・保育施設が子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担っていることを踏まえ、連携施設を中心に教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携や積極的な交流を促していきます。

### ※地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業。なお、居宅訪問型事業については連携施設の確保を要しない。

## 第5節 人材の確保と資質の向上

質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、子どもの育ちを支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが極めて重要です。

県では、必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図っていきます。

### 1 特定教育・保育等を行う者の見込み数

「市町村子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の提供体制に対応する、特定教育・保育等を行う人材の見込み数を算出した結果は、次のとおりです。

#### (1) 利用児童数に対応するために必要な従事者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育教諭	300	540	800	840	900
保育士	9,420	10,140	10,780	11,240	11,570
幼稚園教諭	4,220	4,200	4,160	4,150	4,110
保育従事者	50	90	140	160	180
家庭的保育者 家庭的保育補助者	40	50	70	80	80

#### (2) 現在の本県の教育・保育施設の実態に応じて必要となる従事者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育教諭	470	840	1,220	1,300	1,390
保育士	13,730	14,480	14,980	15,470	15,840
幼稚園教諭	5,910	5,880	5,830	5,810	5,760

※国が示す算定方法により、平成27年度～31年度の市町村子ども・子育て支援事業計画における利用定員と職員配置基準から算出しています。

なお、幼稚園教諭には新制度に移行しない幼稚園の教諭数を含みます。

## 2 研修の実施

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」に基づき、子どもの最善の利益と乳幼児期にふさわしい生活の場を保障するため、計画的な職員研修を実施します。

幼稚園教諭や保育士に対する研修は、それぞれの経験年数や研修課題などに応じ、原則として施設の種類別に実施しています。また、アレルギー対応など、専門性が高く、認定こども園、幼稚園、保育所に共通する課題については、県の担当部署や関係団体と連携し、研修を計画・実施していきます。

更に、県内の幼稚園児の約9割が通う私立幼稚園については、一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会などの私立幼稚園関係団体が、教職員の資質向上に向け様々な研修を企画・実施しています。

### (1) 幼稚園教諭等に対する研修

幼稚園教諭等に対し、必要な知識・技術の習得、向上を図る研修を実施。

県教育委員会主催

区分	目的
幼稚園等 初任者研修	一年間の職務遂行に必要な事項に関する研修を実施し、現職研修の一環として、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
10年経験 者研修	幼児の発達や学びの特性を踏まえた幼児教育に関する専門的な力量向上や積極的に園務推進に参加するために必要な事項に関する実践的な研修を実施し、教職経験10年を経過した教員としての資質能力の向上と併せて職場の活性化や若手教員への指導・助言など期待される役割について意識化を図る。
保育技術協 議会	保育技術の向上をめざす中堅の幼稚園教諭等に対し、幼稚園の教育課程その他の保育内容の実践にあたって必要な事項に関する専門的・実践的な研修を実施し、指導技術の一層の向上と併せて職場の活性化や後輩教員への指導助言などの役割を果たす中堅教員としての資質能力の向上を図る研修を実施する。
園長等運営 管理協議会	幼稚園の園長又は副園長、教頭、主任等に対し、特色ある教育活動の推進や喫緊の教育課題に組織的に対応する等、適切な園の運営を推進するための専門的・実践的な研修を実施し、園の運営能力や危機管理能力の向上を図り、幼稚園教育の充実に資する。

(2) 保育士等に対する研修

保育所職員に対し、必要な知識・技術の習得、向上を図る研修を実施。

県主催（委託により実施）

区分		目的
Ⅰ 階層別研修		
1	保育所長研修	施設長又はそれに準ずる者に対して、保育所の運営管理及び責務等について理解を深めるための研修を行い、保育所長(リーダー)としての資質向上を図る。
2	主任保育士研修	主任保育士又はそれに準ずる保育士に対して、職責を果たすために必要な研修を行い、保育士の統率者及び施設長の補佐としての資質の向上を図る。
3	中堅保育士研修	中堅保育士に対して、保育所において中核的な役割を果たすために必要な研修を行い、中堅保育士としての資質向上を図る。
4	初級保育士研修	新任保育士に対して保育、児童心理、実技等保育の基礎知識を修得させるための研修を行い、保育者としての資質向上を図る。
Ⅱ 専門分野別研修		
5	乳児保育に関する研修	乳児保育に必要な研修を行い、保育内容の向上を図る。
6	障害児保育に関する研修	障害児保育に必要な研修を行い、保育内容の向上を図る。
7	病児・病後児保育に関する研修	病児・病後児保育に必要な研修を行い、保育内容の向上を図る。
8	アレルギー疾患に対応する研修	保育所のアレルギーを持つ乳幼児に対応する必要な研修を行い、保育内容の向上を図る。
9	子育て支援に関する研修	子育て支援や保護者支援に必要な研修を行い、子育て支援の向上を図る。
10	最近の保育行政の動向に関する研修	子ども・子育て関連3法施行に伴う今後の保育行政についての研修を行い、知識の向上を図る。

※専門分野別研修は年度により一部項目を変えて実施しており、本表は平成26年度の実施内容となっています。

### (3) 共通の研修

参加対象者：国公立幼稚園の園長、教員等  
認定こども園の施設長、教員及び保育士等  
保育所の施設長及び保育士等

#### 県教育委員会主催

区分	目的
千葉県幼稚園教育課程 研究協議会	幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題 について研究協議、講義等を行うことにより、幼稚園教育の 振興・充実に資する。(年2回実施) 幼稚園教育課程に関する諸問題のほか、保育技術等に関す る専門的な講義・研究協議等を行うため、幼稚園だけでなく、 認定こども園や保育所の保育士・幼稚園教諭等も研修の対象 者としている。

### 3 人材の養成と就業の促進

千葉県内では平成26年度末現在、保育士養成施設として17施設  
(22課程)が指定を受けています。

県では、保育士養成施設の学生に対する就職説明会や、県内の保育所に勤  
務する保育士と学生の交流会の開催などを通じ、保育士養成施設卒業者の県  
内施設への就業を促進しています。

また、保育士の資格を持ちながら保育所などに勤務していない「潜在保育  
士」に対し、再就職支援のための研修会の実施や、保育士再就職コーディネ  
ーターによる求職者と就職先とのマッチングを行うなどの支援を行っていま  
す。

更に、一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会などの私立幼稚園関係団体で  
は、幼稚園教諭に対する就職説明会を開催しています。

#### 4 保育教諭についての特例制度の周知

新たな幼保連携型認定こども園の職員である「保育教諭」となるためには、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格が必要です。そのため、現在、片方の免許・資格のみの保有者に対し、必要な免許・資格の取得に当たり、負担軽減のための特例措置が設けられています。

県では、この特例制度について、県内の認定こども園、幼稚園、保育所、指定保育士養成施設などへの周知を行うとともに、県ホームページにおいて特例制度の説明を行っています。

また県では、保育教諭確保のため、必要な免許や資格の取得を支援していきます。

##### ※保育教諭についての特例制度（経過措置）

「子ども・子育て支援新制度」における新たな幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることが原則です。

国では、新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けています。

この経過措置期間中に、保育所又は幼稚園等における一定の実務経験を有する者を対象として、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進しています。

なお、千葉県内の保育所における保育士の約83%が幼稚園教諭免許を所有しており、また私立幼稚園における幼稚園教諭の約77%、公立幼稚園における幼稚園教諭の約77%が保育士資格を所有しています。

## 5 国の施策の活用による人材確保

### (1) 保育士・保育所支援センター

県では、「ちば保育士・保育所支援センター」を設置し、潜在保育士の再就職支援などに努めています。

同センターでは、円滑な求職・求人ネットワークの形成を目指し、保育士の求人情報や求職情報、潜在保育士の情報などを「保育士人材バンク」に登録の上、保育士を必要とする保育所と潜在保育士などのマッチング強化を図っています。

また、潜在保育士の復職に向けた研修を行うとともに、センターに再就職支援コーディネーターを配置し、保育士や保育所経営者からの相談を受けるなど、保育士が継続して就労できる環境の整備に努めています。

#### 《取組内容》

①潜在保育士等への就職情報提供・マッチング
・保育士の求人情報の提供と公開
・潜在保育士等からの求職情報の把握と就職先の提案
・潜在保育士等の就職相談
②復職に向けた研修会等の実施
・保育実技や安全管理等の研修
・保育所見学と就職相談会を組み合わせた性就職支援研修
・再就職支援研修
③保育士養成施設の学生を対象とした取組
・就職説明会の実施
・現役保育士と学生の交流会の実施

### (2) 処遇の改善

幼稚園教諭や保育士については、職員1人当たりの給与月額や平均勤続年数が民間の他の職種と比較して低い傾向にあることから、人材の確保や定着のため、処遇の改善が重要とされてきました。

そのため、子ども・子育て支援新制度では、民間施設に対する運営費助成の中で、「処遇改善等加算」として、職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組内容を確認のうえ、職員の処遇改善に充てるための上乘せ助成を行うことにより、人材の確保と定着を図っています。

## 第6節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

### ～ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進～

県民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会においてもいきいきと暮らし、安心して子どもを産み育てられる社会をつくるためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の実現が必要です。

そのためには、職場、地域においてワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を尊ぶ風土の醸成を進めていくとともに、子育て中の男女のみならず、働くすべての人々の仕事と家庭のバランスがとれた働き方の実現を目指していくことが大切です。

#### 1 企業の「仕事と子育ての両立支援制度の充実」の促進

第1子出産を機に仕事を辞める女性は、全国で約6割に上るとともに、出産を機に退職した女性の約4分の1が「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しい」との理由で仕事を辞めています。

また、県内においても、子育て期にあたる30歳代の女性の労働力率が全国平均を下回るなど、女性が出産・子育てをしながら働きつづけられない実態があります。このような現状に対して、企業においては、ワーク・ライフ・バランスの正しい理解と長時間労働など働き方の見直し、さらに仕事と子育ての両立支援制度を充実していくことが必要です。県としても、特に、県内企業の99.8%を占める中小企業における取組みが進展するように、各企業に応じた支援が重要です。

- (1) 企業経営者や人事労務担当者に対し、両立支援や女性の活用についての周知啓発を行います。
- (2) 法定を上回る両立支援制度づくりを奨励し、先進企業の事例を収集して紹介・普及を図ります。
- (3) 中小企業に対して両立支援アドバイザーを活用し、企業の実情に合わせた両立支援制度等について助言を行います。
- (4) 国（労働局）、市町村、企業・経営者団体、労働組合等と連携、協力の体制を構築して取組みを促進します。

## 2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「企業内の意識改革」

### の促進

県の調査では男性の育児休業取得率はわずか3.8%に過ぎず、男性の育児休業取得に対する考え方をみると、限られた人員のなかで、男性の取得は難しいと考える割合が6割をこえているなど、男女ともに仕事と子育てが両立できる働き方が実現されているとは言えない状況にあります。

そのためには、企業内の意識改革といった運用面での取組みの強化も必要となっています。

また、子育て期の男女のみならず、介護しながら働く人等も含めた全ての人の「ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）」を実現する必要があります。

- (1) 多様な勤務形態の導入や人材の活用、業務の見直しによる仕事時間の縮減などに取組む先進的企業の事例を収集し、普及に努めます。
- (2) 中小企業に対して両立支援アドバイザーを派遣し、社員向けにワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行います。
- (3) 長時間労働を当たり前とする風潮をなくすため、残業の削減や年次有給休暇の取得を促す広報を促進します。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の採用・登用や職域拡大のための取組みを積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。

## 第7節 小学生の放課後対応の充実

女性の就業率の高まりや就労形態の多様化に伴い、就学前のみならず小学校入学後の保育需要も高まっています。

厚生労働省の事業である「放課後児童健全育成事業」と文部科学省の事業である「放課後子供教室推進事業」を一体的あるいは連携して進める「放課後子ども総合プラン」を実施することで、全ての子どもたちが放課後や週末等に安心して活動できる居場所の確保を図ります。

### 1 放課後児童健全育成事業の推進

放課後児童クラブは現在、県内全ての市町村で設置運営されており、その数も年々増加傾向にあります。特に都市部においては、放課後児童クラブの需要の高まりと相まって、待機児童数も年々増加傾向にあります。

放課後児童クラブは、保護者が安心して就労等できるよう支援する施設であるとともに、遊びや生活を通じた児童のさまざまな交流や助け合いなどにより、子どもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する大切な場所です。

放課後児童クラブの受入定員増を図っていくための施設整備と人材の確保に加え、新制度において新たに配置されることとなる放課後児童支援員の研修を通して質的向上を図り、量と質の両面から充実を図ることが必要です。

県では、次の取組に対し市町村等へ助成を行うとともに、放課後児童支援員に対し研修を行い、量と質の両面から放課後児童健全育成事業の取組を推進していきます。

- (1) 待機児童の解消を図るため、放課後児童クラブの新規開設を促進するとともに、大規模クラブの規模の適正化を図るためクラブの分割や空き教室の積極的な利用を促進
- (2) 市町村と連携し、保護者のニーズに応じて、障害児を含め、必要な全ての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を促進
- (3) 利用者のニーズに柔軟に対応し、開設時間の延長等、放課後児童クラブを利用しやすくするための運営体制の拡充を支援

※放課後児童支援員に対する研修内容

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
- ・子どもの発達等についての基礎知識
- ・放課後児童クラブにおける子ども・保護者支援のあり方
- ・放課後児童クラブにおける安全、安心への対応
- ・放課後児童支援員として求められる役割・機能

## 2 放課後子供教室推進事業

地域全体で子どもを育むため、学校の余裕教室等を活用して、安全で安心して活動できる子どもの居場所を設け、全ての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、放課後や週末における学習やスポーツ・文化芸術活動等の様々な活動や地域住民との交流活動等を推進します。

「放課後子ども総合プラン」の推進に向けて「推進委員会」を設置し、放課後対策の総合的な在り方について検討します。

- (1) すべての子どもたちを対象とした学習支援・プログラムを充実させるとともに、放課後児童クラブと一体型または連携型の放課後子供教室の整備を促進します。
- (2) 児童の放課後等の安全・安心な場所や活動場所の確保のために、学校施設の活用が求められていることから、余裕教室の積極的な利用を促進します。
- (3) 地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地位の教育力の向上を図ります。
- (4) 放課後子供教室スタッフに対し研修を実施します。